

会議録

会議の名称	令和2年度第3回野洲市子育て支援会議
開催日時	令和3年3月22日(月) 午前10時から午前11時45分まで
開催場所	野洲市役所 本館2階 庁議室

【出席者の氏名等】

- ・野洲市子育て支援会議委員 (◎: 会長 ○: 副会長)
 徳本京子委員、矢川裕美委員、小林美樹委員、辻川美穂委員、○水谷威彦委員、
 ◎三上佳子委員、樽茶絹子委員、八木芳良委員
 ※順不同、欠席3名(丸橋真紀委員、山口桂子委員、小島章愛委員)
- ・事務局(市)出席者
 井狩健康福祉部次長
 [こども課] 西村課長、宮崎主席参事、松村主席参事、鎌田課長補佐、中野
- ・傍聴者 1名

【会議の目的・主旨】

・議事

(1) 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実績について【資料3】

【説明】事務局より以下のとおり主旨・概要説明した。

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の令和2年度における「幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策」の実績について、1号認定(幼稚園)は申込者全て入園いただけたが、2号及び3号認定(保育所(園))は国基準で52人の待機児童が発生した。また、確保の内容で保育所(園)における計画数を1,140人とし、前年度の保育所(園)定員から40人増を図ったが、保育士不足により結果的に1,110人となり計画達成までは至らなかった。このことから、今後の方向性等として、保育士不足を解消する必要があること、速やかな待機児童の解消を図るため、新たな保育の受け皿を導入するなどの確保方策を検討する必要がある。

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の令和2年度における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」の実績について、地域子育て支援拠点事業においては遊び場面積拡大により確保量が図られ、放課後児童健全育成事業においては北野こどもの家の定員超過を解消するために北野小学校の音楽室を利用して運営できたことから、評価はAとなった。ただ、延長保育事業においては計画した確保量1,140人に対して、確保できた量は1,110人となり、これは保育所(園)の定員と同様であり、計画未達成で評価はBとなった。この延長保育事業以外は全て評価Aとなったが、これは計画した確保量がきちんと確保できたかという視点によるものであって、Aであっても課題はある。例えば、一時預かり事業の評価はAであるが、待機児童の保護者が一時預かりを恒常的にやむなく利用されている現状があり、そのことで、急遽、他の保護者が一時預かりを利用できないケースがあるといった課題がある。このことから、今後の方向性等として、各事業における課題を認識し、質の向上等を図っていく必要がある。

【結果】第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の令和2年度における「幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策」及び「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」については、それぞれ実績を点検、評価した上で、今後の方向性等は認

められるものとして、承認された。質疑応答等は次のとおり。

○幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策について

質問①：今後の方向性や課題等の中で、保育士不足を解消することが重要であるとなっているが、保育士不足をどのように把握され、どのように確保を図ろうとされているのか。

回答①：保育士不足は全国的な課題であり、人材不足の主な要因は、仕事のつらさ、責任の重さ、低賃金等が挙げられる。また、子どもを預かっている以上、休みが取りにくいことも挙げられる。人材確保に向け、人材バンク事業で取り組んでいるが、仕事のつらさや責任の重さといったイメージが先行し、思うように成り手がいないのが現状である。

質問②：業務多忙で時間に余裕がないと思われるが、保育士のモチベーションの向上ややりがいを感じられ、スキルアップが図られるような研修等を検討されたい。

回答②：給与面もあると思うが、仕事の内容や人間関係が良好であるほか、やりがいの部分は大変重要な部分であるので、そうしたところをしっかりと認識し今後取り組んでいきたい。

意見：保育士養成校の立場からであるが、学生たちにやりがいを伝えることは大変重要なことであると考えている。仕事は大変だが子どもと関わることの楽しさについて、保育士養成校の時から伝える必要があると改めて感じた。

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について

質問①：資料3の6ページにある11番の放課後児童健全育成事業について、北野こどもの家では定員超過しており、北野小学校の音楽室を利用しているとのことであるが、今後も共働き世帯が増えていくことが推測されるので、学童保育の利用が増えて受け入れ先が足りなくなるのではないかと。北野小学校は令和5年以降に改修されるとも聞いているので、そのあたりも大丈夫であるのか。

回答①：北野こどもの家では、利用者が年々増えていることを認識している。具体的な協議は進んでいないが、送迎用の駐車場も含めた検討が必要と考えている。

令和3年度における北野こどもの家の利用申込者数は、定員200人のところ251人となっている。この定員超過分は季節保育の春休みや夏休みにおける利用者数ということもあり、季節保育時に北野小学校の音楽室を利用し、受け入れる体制をとっている。この先も北野こどもの家の利用者数は増えていくと予測しているが、季節保育時に北野小学校の音楽室を利用することにより受け入れられると見込んでいる。また学童利用の出席率は約8割強であり、登録者全員が利用するケースはほとんど無いことから受け入れられるのではと見込んでいる。ただ、施設の整備や指導員の確保は考えていかなければならないことであるので、しっかりと検討協議を重ねていく。

(2) 幼児教育・保育施設の整備に関することについて

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直し（案）について【資料4】

【説明】事務局より以下のとおり主旨・概要説明した。

前回の第2回野洲市子育て支援会議にて、幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画の素案について提案させていただいたが、今回大きく方針転換し、計画の一部見直し案を提案させていただいた。施設の整備については、財政面も踏まえる必要があることから、前回の会議で一旦保留とした。そうした中で改めて検討したところ、今後の子ども人口が減少傾向であるにも関わらず保育ニーズは高まっていくという反比例の状態であること、待機児童は育休明けの影響もあり1～2歳に多いこと、この1～2歳に係る保育士の配置基準により多くの保育士が必要となること、さらに1～2歳に係る面積基準により施設的に広い面積が必要となること等から、何を先行してやるべきかという視点に立って考えると、いち早く1～2歳を対象とする保育サービスを提供する必要がある。

また、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、国において地域型保育事業が進められ、自治体が認可を行うことになっている。地域型保育（小規模保育）では保育士の配置基準等が若干緩和されているが、そこでどれだけ保育の質を確保していくかが重要となる。こうしたことから本市ではこれまで地域型保育ではなく、保育所の認可施設で対応してきたところである。

ところが、前述のとおり1～2歳に待機児童が多く発生しており、今後も増える予測から、また平成27年度から5年が経過し、一定、地域型保育では安全安心の保育サービスが提供されているものと思われることから、今回本市においても地域型保育を導入しようとするものである。

くわえて、民間事業者であれば全国的な展開をされている事業者もあり、様々なツールを活用されて保育士を確保されることから、民間の参入を検討しているところである。

【結果】本市の待機児童数（特に1～2歳に待機児童数が多いこと）や保育ニーズが高い状況を踏まえると、第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の内容を前倒しして待機児童の解消を図る必要があり、この対策としての地域型保育事業（小規模保育）の導入を計画に位置付けるべく、当該計画の一部見直しを提案し承認された。質疑応答等は次のとおり。

質問①：地域型保育事業（小規模保育）の導入は、民営によるものか公営によるものか。
また保育士不足の中、人材確保は問題ないのか。

回答①：民営で想定している。周辺自治体でも民間事業者により展開されており、民間なら国補助金を活用できる。公募により進めていく予定であり、これまで本市では小規模保育を展開していないことから参入する事業者はあると見込んでいる。実際に問い合わせもある。保育士の確保については、たしかに市外の小規模保育に人材が流れる事例を聞いており、保育士の取り合いになっている部分があるが、市内の中なら市内の枠内でのことになるので、確保が図れるのではと考えている。また民間であれば、その組織やネットワークの部分で人材を確保されることもあるので、そこに期待している。

質問②：延長保育では11時間保育となり勤務時間が長く、保育士への負担が懸念される。
パートタイマーやアルバイト等の職員を雇用し、業務負担の軽減を図り、本来の保育にあたっただけだったらと思う。労働環境の改善についてはどのように捉えているか。

回答②：保育士資格を有しない職員であっても事務や補助として担っていただいているので、そうした人材も確保していきたい。

園では延長保育も含めると11時間を超えるが、勤務時間は基本8時間労働である。このことから一人だけで保育を担うというのは無理があるため、夜のみ或いは朝のみといったシフトにより、また4時間勤務の短時間労働者を配置するといった体制をとることにより、対応しているところである。国の保育対策に係る事業でも、事務であったり、保育士をサポートするものであったり、保育士資格を有しない方を活用する制度がある。また保育士が休憩を取っていただくための職員もいる。このように制度もあるので、そうしたなかで取り組んでいるところである。

質問③：地域型保育事業（小規模保育）の導入について、民間の参入ということであれば、誘致されるということか。

回答③：事業者を限定することはできないため、公募により民間事業者の参入を考えている。これまでに複数の民間事業者から問い合わせがあるので、応募はあると推測している。選定については、市が認可することから、保育の質が確保されているか、また卒園後の3歳以上における連携施設が確保されているか等を確認していく。

質問④：公立園から民間園に移られた保護者から聞いた話であるが、どうしても公立園は制度的に厳しく研修等も多くある。一方、民間園はそうした部分がそれほどないことから、保護者にとっては働きやすいとのことである。公立園でもこの辺り柔軟に対応され、改善いただければと思う。

回答④：一長一短あると思うが、公立園、民間園ともに働きやすい職場にしていくことは同じである。働き方改革も言われている中でもあり、保護者のご意見も賜りながら、改善できるところは対応していきたい。

質問⑤：保育現場の声も聞きながら進めていただければと思う。現場視察やヒアリング等を通して、職員のモチベーションを上げていただければと思う。

回答⑤：本市では人材バンク事業で保育コーディネーターを配置しており、職員への聞き取りやアンケートを行っているところである。その中で可能な範囲で要望に応じて改善していきたい。また、保育アドバイザーも配置して保育の質の確保を図り、さらに職員のスキルアップも図ることができるよう取り組んでいく。

質問⑥：民間の参入により地域型保育を開設するとのことであるが、その場所については市が準備するのか、それも含めて民間に依頼するのかで、参入のしやすさが変わると思うので、そのあたりはどのように考えているのか。

回答⑥：近隣自治体では民間事業者が場所も含めての提案を多くされているようである。このことから、例えば空きマンションや空き施設を民間事業者自ら用意してもらいかたちで提案いただきたいと考えている。それが難しいのであれば、市において準備するというふうに段階を踏んで対応したいと考えている。

今後の動き：第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直しに係る手続きとして、子ども・子育て支援法第61条第9項の規定により、県知事と協議することとなる。このことから、軽微な修正等を行った場合は、三上会長の確認をもって最終的に当該計画は承認されたものとなることを確認した。

・ **報告事項**

令和3年度保育園・こども園・幼稚園・こどもの家の入所入園申込状況について【資料5】

→資料5に基づき、事務局より報告した。質疑応答等はなかった。

なお、本件は議事（1）第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実績に引き続いて確認いただく内容であったことから、議事（1）の終了後に報告した。

・ **その他**

委員それぞれの所属団体での役員改選に伴い、子育て支援会議の委員の交代もあると思われるので、その際は委員選出の依頼をさせていただき旨お願いした。

以上

【提出された主な資料等】

- 資料1 野洲市子育て支援会議名簿（第4期）※次第裏面
- 資料2 野洲市子育て支援会議条例及び規則
- 資料3 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理
- 資料4 第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画の一部見直し（案）について
- 資料5 令和3年度保育園・こども園・幼稚園・こどもの家 入所・入園申込状況について（R3.1月末時点）